

平28福個答申第1号
平成28年4月13日

福岡市住宅供給公社 様
(福岡市住宅供給公社保全課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の訂正請求に係る却下に対する異議申立てについて (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成26年9月25日付け福市住公第385号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第83号

「建築指導課からの文書に記載されている『東、西、及び南面については、土羽の高さ1メートル以内』であった旨の情報」に関する保有個人情報訂正請求の却下に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

「建築指導課からの文書に記載されている『東、西、及び南面については、土羽の高さ1メートル以内』であった旨の情報」の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）について、福岡市住宅供給公社（以下「実施機関」という。）が行った訂正拒否決定処分（以下「本件処分」という。）は、結論において妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件訂正請求に係る平成26年8月1日付けの本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

- ① 平成26年7月3日、異議申立人は、福岡市長に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第33条第1項の規定に基づき、本件訂正請求を行った。

なお、異議申立人は、保有個人情報訂正請求書に次のように記述している。

「福岡市が作成・保有している平成〇年〇月〇日付建指第262号『要望書への回答について』に記載されている、私が昭和〇年に福岡市住宅供給公社から購入し現在も所有している建物、敷地につき、分譲時・引き渡し時の外構の状況として『東、西、及び南面については、土羽の高さ1メートル以内』であった旨の情報について、『本件土地の昭和〇年当時（分譲時・引き渡し時）の東、西、及び南面は、公社が造成したコンクリートブロック擁壁が存在している状況であった』に訂正するよう求める。」

（表現を一部補正）

- ② 平成26年7月16日、福岡市長は、訂正請求に係る情報は実施機関より提供された内容であり、訂正請求については判断できないことを理由に、条例第40条第1項の規定に基づき、実施機関に事案の移送を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- ③ 平成26年8月1日、実施機関は、訂正請求に係る情報の内容では個人を特定できないため、個人情報には該当しないとして本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- ④ 平成26年8月31日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、反論意見書、及び平成28年1月13日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して概ね次のように主張している。

- ① 実施機関が異議申立人に分譲した土地・建物に係る土地の西側境界には、引き渡し当時から既に実施機関が施工したコンクリートブロック擁壁が設置されていたが、当該西側擁壁は十分な強度を有しておらず、次第に隣地方向に傾斜し、隣地の所有者から異議

申立人に対して当該西側擁壁の傾斜対策を求められているが、その対策には多額の費用を要し、容易に対策を講じることはできない。異議申立人は西側擁壁について、実施機関及び福岡市に対し協議を申し入れたが、実施機関等は、当該西側擁壁は、引き渡し当時から「高さ1メートル以内の土羽」であった旨を主張し、協議に一切応じようとしなない。実施機関が作成した公文書において、当該西側擁壁の施工者が実施機関ではなく、あたかも異議申立人であったかのような情報が残存することは到底容認できない。

- ② 福岡市個人情報保護条例第2条第2号は、「個人情報」を「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。」と定めており、「当該情報」とは公文書の全体の記載にあらわれている一定の広がりを持ったものであると解すべきところ、本件訂正請求に係る情報が記載された建指第262号は、福岡市から異議申立人宛てに発出された文書であり、本件においては「土羽の高さ1メートル以内」という記載が独立して一個の情報となるのではなく、本件公文書に記載されている「異議申立人が昭和〇年当時福岡市住宅供給公社から購入した建物の敷地の外構の状況が、1メートル以内の土羽であった」旨が一個の個人情報となる。本件公文書において異議申立人の氏名が明記されている点からも明らかのように、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人、即ち異議申立人を識別できるものに他ならず、実質的に考えても、異議申立人の所有地に関する情報は、異議申立人の個人属性についての情報である。
- ③ そのうえで、分譲直後の写真や、異議申立人と同じ時期に入居した近隣住民の陳述書、敷地と道路の位置関係などから、引き渡し時は土羽1メートルといった状況ではなくコンクリートブロック擁壁であったことは明らかであり、間違った異議申立人属性の情報が保有(記録)されている。
- ④ 実施機関は「造成計画平面図」に土羽を示す記号があると主張するが、造成計画平面図はあくまで造成時に作成されたもので、建築時の正式な書類である「計画通知書に添付された配置図」では工作物を設置することが示されている。
- ⑤ また実施機関は、異議申立人と実施機関における見解の相違は、平成〇年〇月に両者間で訴訟となり、異議申立人の請求が棄却されて判決が確定していると主張するが、裁判の対象は北側ブロックの亀裂の件であり、訂正を求めているのは西側の擁壁の件であるため、本件と裁判の事案は別の案件である。
- ⑥ これらのことから、本件訂正請求に係る情報は真実と合致しておらず、当該情報が存続したままでは異議申立人がコンクリートブロック擁壁を設置したということになってしまい、これが倒壊した場合の責任も異議申立人が負うことになるため、訂正を求めるものである。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成27年12月16日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して概ね次のように主張している。

- ① 訂正を求める内容からでは特定の個人を識別することができないこと、異議申立人に分譲した土地の周辺の分譲地も高低差1メートルの土地であり、異議申立人に分譲した

土地だけが「1メートル」と限ったものではないことも勘案し、個人情報には該当しないと判断したものである。

- ② 本件訂正請求に係る情報は、異議申立人からの要望書に回答するにあたり、造成に係る文書が実施機関に残っていないため、当時の担当者などへの聴き取りや他の分譲地の状況、現存する冊子などから、単に分譲時の土地の状況を「土羽1メートル以内で販売したと思われる」と想定にて回答したものである。
- ③ 現存する「造成計画平面図」では本件に係る境界部には擁壁の記号ではなく、法面の記号が表記されている。一方、同じく現存する「計画通知書に添付する配置図」には構造物を示すような記号があるが、当該図面で示された凡例に当該記号に該当する記号がなく、また、当該図面は団地全体の配置計画及び敷地内の住宅配置を示すものであり、隣地境界の施工の説明用図面ではない。
- ④ そもそも訂正請求の原因となっているのは、昭和〇年に実施機関が分譲し、異議申立人が購入した土地に関するもので、この土地の造成に関し異議申立人と実施機関の見解の相違から、平成〇年〇月に訴訟となり、平成〇年〇月、福岡高裁で原告異議申立人の請求が棄却され、同年〇月に判決が確定している。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

- (1) 本件訂正請求に係る情報の個人情報該当性について
実施機関は、本件訂正請求に係る情報では特定の個人を識別できず、個人情報には該当しないとして本件処分を行っているため、当審議会では、まず、本件訂正請求に係る情報の個人情報該当性について検討する。
本件訂正請求に係る情報は福岡市が作成した異議申立人に対する回答文書に記載されていること、その内容は、実施機関が異議申立人に分譲した土地・建物に係る引き渡し当時の土地の形状（以下「当時の本件土地の形状」という。）に係る実施機関の見解であって、実施機関としては異議申立人に分譲した土地も含めた周辺に分譲地の状況という趣旨であったとしても、異議申立人の土地の形状に言及していることには相違ないことなどに鑑みれば、本件訂正請求に係る情報は異議申立人の個人情報であると考えべきであり、当該情報のみを摘示したうえで特定の個人が識別できないため個人情報には該当しないとした実施機関の判断は妥当性を欠く。
そのうえで、本件訂正請求に係る訂正の要否について、引き続き検討する。
- (2) 実施機関及び異議申立人の主張について
 - ① 実施機関は、当時の本件土地の形状について、造成に係る文書が実施機関に残っていないため、当時の担当者などへの聴き取りや他の分譲地の状況、現存する冊子などから、「東、西、及び南面については、土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われる。」と想定にて回答したと主張する。
実施機関によると、工事に係る文書の保存年限は10年となっており、異議申立人への分譲が昭和〇年で、本件に係る異議申立人による苦情があったのは平成〇年であり、その時点で書類は残っていない状態であったとのことである。文書の保存に係る説明に不自然、不合理な点は認められなかったが、工事に係る文書が現存しないため、当時の本

件土地の形状について、「土羽の高さ1メートル以内で販売した」ことを裏付ける資料を確認することはできなかった。

- ② 一方、異議申立人は、分譲直後の写真や、異議申立人と同じ時期に入居した近隣住民の陳述書、敷地と道路の位置関係などから、当時の本件土地の形状について、土羽1メートルといった状況ではなくコンクリートブロック擁壁が設置されていたと主張する。

そこで、異議申立人が提出した写真等を見分したところ、写真には西面は写っていないものの、東面、南面についてはコンクリートブロックが写っており、当該写真が異議申立人の主張のとおり、分譲直後に撮影された写真であれば、西面についても分譲直後から東面、南面と同様にコンクリートブロック擁壁が施工されていたと推測することはできる。しかしながら、当該写真の詳細な撮影日が確認できないこと、西面が写っていないために推測の域を出ないこと、当該写真からは東面、南面のコンクリートブロックの施工者を特定できないことなどから、当時の本件土地の形状について、「東、西、及び南面は、公社が造成したコンクリートブロック擁壁が存在している状況であった」ことの確証を得るまでには至らなかった。

- (3) 「造成計画平面図」及び「計画通知書に添付する配置図」について

当時の本件土地の形状を確認するため、現存している資料である「造成計画平面図」及び「計画通知書に添付する配置図」を見分したところ、「造成計画平面図」の東、西、南面には法面を示すような記号を、「計画通知書に添付する配置図」の東、西面には構造物を示すような記号と南面には法面を示すような記号をそれぞれ確認することができた。一般的に「計画通知書に添付された配置図」は「造成計画平面図」よりも後に作成されることや、計画通知は建築確認申請に相当する手続であり、その手続に添付された配置図の方が実態に即していると考えの方が自然であることなどから、引き渡し時に構造物が設置されていたと推測することは可能である。

しかしながら、当該両図面が作成されたと思われる時期から既に30年以上が経過しており、その作成経緯が不明であることや、これら両図面は工事図面そのものではなく、実際にどのような施工がなされたかについては工事図面で確認するほかないところ、前述のとおり、工事に係る文書はすでに廃棄されていることなどから、当時の本件土地の形状を確認することはできなかった。

- (4) 裁判所における判決について

異議申立人と実施機関は、昭和〇年に実施機関が異議申立人に分譲した土地の造成に係る見解の相違から訴訟に至り、平成〇年〇月に福岡高等裁判所において出された判決が同年〇月に確定しているところ、当該判決における前提事実として「本件土地の形状は、控訴人（注 異議申立人を指す）が本件不動産を購入した当時、北東側隣地境界（注 北面を指す）は3段の間知石ブロック積みの上に、土羽による法面仕上げ、北西側隣地境界（注 西面を指す）は7段のブロック積みの各擁壁となっていた。」とされている。しかしながら、当該訴訟の主な争点は北面ブロック擁壁の亀裂に係るものであり、西面の形状は裁判において争点になっていないことから、当該判決をもって、直ちに、西面がブロック擁壁となっていたことが事実であると確証されるとまではいえない。

- (5) 訂正の要否について

条例第35条は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情

報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないと規定している。「訂正請求に理由がある」とは、請求どおりに保有個人情報の内容が事実でないことが判明したときをいうところ、当時の本件土地の形状について、実施機関による主張からは「土羽の高さ1メートル以内で販売した」との確証を得るまでには至らなかった一方で、異議申立人による主張からも「東、西、及び南面は、公社が造成したコンクリートブロック擁壁が存在している状況であった」との確証を得るまでには至らなかった。このように、事実がどうであったかが判明しない状況にある中で、実施機関は、当時の本件土地の形状について「東、西、及び南面については、土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われる」との見解を回答しているものと認められる以上、当該回答が事実と反し、訂正の必要があるとまではいえない。

以上により、実施機関が行った本件処分については、本件訂正請求に係る情報が個人情報に該当しないと判断した点は妥当性を欠くものの、本件訂正請求に係る訂正が必要であるとはいえないことから、「1 審議会の結論」とおり判断する。」

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成26年 9月25日	実施機関から諮問
平成26年12月17日	実施機関から弁明意見書を受理
平成27年 1月21日	異議申立人から反論意見書を受理
平成27年11月18日 (第163回不服申立て部会)	審議
平成27年12月16日 (第164回不服申立て部会)	実施機関から意見聴取及び審議
平成28年 1月13日 (第165回不服申立て部会)	異議申立人から意見聴取及び審議
平成28年 2月17日 (第166回不服申立て部会)	審議
平成28年 3月16日 (第167回不服申立て部会)	審議